

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
株式会社銭高組	5120001049004	大阪府大阪市西区西本町2-2-4
アイサワ工業株式会社	4260001000102	岡山県岡山市北区表町1-5-1

2. 指名停止措置期間

令和4年7月8日から令和4年8月7日まで（1カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

株式会社銭高組の元名古屋支店長及びアイサワ工業株式会社の名古屋支店長は、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市）内における建設工事において、公契約関係競売等妨害容疑で令和4年5月31日に名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第7号（公契約関係競売等妨害又談合）に該当すると認められる。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 指定区域内の他の公共機関の職員 ロ 指定区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内 1カ月以上12カ月以内